

**解説****●定期事業者検査**

定期事業者検査とは、電気事業法第 55 条第 1 項に基づき、特定電気工作物に対して、事業者が行う検査です。定期事業者検査では、特定電気工作物が「技術基準（発電用原子力設備の技術基準を定める省令）」に適合することを確認し、その結果を記録し保存することが義務付けられています。

**●定期安全管理審査**

定期安全管理審査とは、国または登録安全管理審査機関が、事業者の行う定期事業者検査に対して、定期事業者検査の実施に係る体制について国が定めた審査基準への適合性を審査するものです。電気事業法第 55 条第 4 項に基づき、事業者は定期安全管理審査を受けることが義務付けられています。

**●点検計画管理表**

具体的な点検時期、過去の点検実績を一覧表として纏めたものです。なお、機器の点検周期や点検内容については、点検計画として点検計画管理表の上部文書に規定しています。

**●プラントマネジメントシステム**

機器の点検計画、発注、実績などの管理を総合的に行う計算機システムです。

**●劣化事象**

機器の経年変化により想定される、腐食や摩耗等の性能低下のことです。これは、「日本原子力学会標準 原子力発電所の高経年化対策実施基準」の別冊（経年劣化メカニズムまとめ表）に取りまとめられており、今回の機器の健全性評価は、これを参考に行ったものです。なお、これらの劣化事象のうち、最も早く機器に影響を及ぼす事象に対して評価を行います。

**●シートリーク**

弁の密閉性の低下による弁内部の漏えいです。